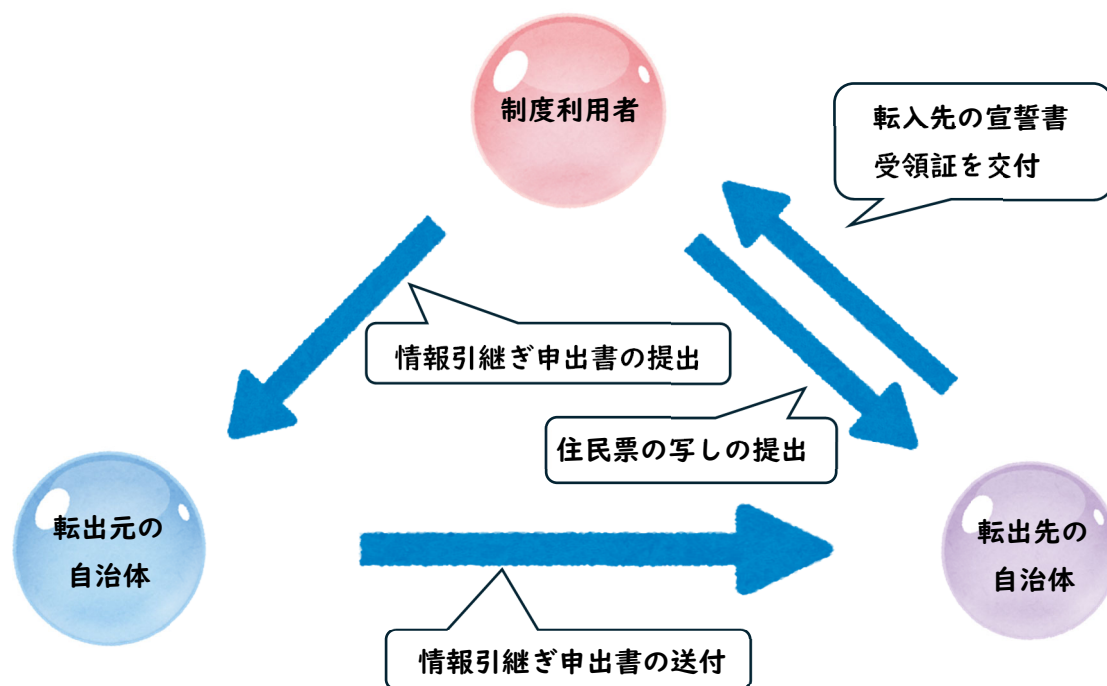


パートナーシップ宣誓制度における自治体間連携協定について



【連携協定を結んでいる自治体間での転出・転入の流れ】

- ① 転出元の自治体に「情報引継ぎ申出書」を提出する。
- ② 転出元の自治体が転入先の自治体へ「情報引継ぎ申出書」を送付する。
- ③ 制度利用者は、住民票の写し（2人分）提出する。
- ④ 転入先の自治体は宣誓書受領証を交付する。

・連携協定を締結している自治体

○宮崎市

連携協定 締結日 令和6年5月20日

連携協定 施行日 令和6年6月1日

○日向市

連携協定 締結日 令和6年5月20日

連携協定 施行日 令和6年6月1日